

Q & A ～よくある質問～

概	Q1	いつ請求したら良いのですか？また、請求は何回できますか？
	A1	以下の①～③の条件をすべて満たしたときに請求できます。 ① 補助対象の施設等を利用または講座等の受講を開始した。 ② ①の利用代金について支払った。 ③ ②の自己負担額が5,000円以上かつ領収書を準備できた。 いずれか一つでも満たしていない場合は請求できません。なお、請求回数は1年度につき1回限りです。
	Q2	今年度請求が出来なかったのに、来年度に繰り越し請求できますか？
	A2	補助金の翌年度繰り越し請求はできません。
	Q3	領収書はどのように発行してもらえば良いのですか？
	A3	支払い窓口等で「領収書をください」と伝えてください。
	Q4	複数の領収書を添付して請求することはできますか？
	A4	1枚の領収書で5,000円に満たない場合は、複数の領収書を合算して請求することも可能です。ただし、いずれの領収書も必要事項が全て明記されていることが条件です。
	Q5	病休中や育休中でも請求できますか？
	A5	互助会員であれば休職中でも請求できます。 なお、請求書の欄外に連絡先を併せて記入いただくことで、不備があった場合、所属を経由せずご本人宛に直接連絡することが可能となります。
	Q6	領収書はコピーでも請求できますか？
	A6	コピーでも請求できます。コピーで請求する際の注意点についてはP16をご確認ください。
要	Q7	クレジットカードで支払った場合はどのようにすれば良いですか？
	A7	クレジットカード決済の場合も原則領収書が必要ですが、発行できなかった場合は下記の①又は②の方法により請求できます。(詳細は、P.13を参照) ①「クレジットカード売上票(会員氏名が記載されているもの)」+「利用内容が確認できる書類(入場料やチケット半券、明細書等)」を添付のうえ請求してください。 ②「支払内容が確認できる書類(会員氏名が記載されている、カード会社からの請求書または引き落としの通帳のコピー等。)」+「利用内容が確認できる書類(チケット半券や明細書等)」を添付のうえ請求してください。
	Q8	請求書や明細書、チケットだけで請求できますか？
	A8	請求書や明細書、チケットだけでは請求できません。必ず領収書を添付してください。ネット購入等で領収書が出ない場合の取り扱いについては別途記載しています。
	Q9	結婚等で苗字が変わったが、領収書の宛名は旧姓になっている。請求できますか？
	A9	請求できます。ただし、領収書余白等にその旨を補記してください。
	Q10	金券・クーポン・ポイント等で支払った分は対象になりますか？
	A10	金券・クーポン・ポイント等で支払った部分については、補助対象外です。ただし、キャッシュレス決済等でポイントをチャージして支払ったものは対象とします。
	Q11	キャッシュレス決済で支払ったものも対象となりますか？
	A11	対象になりますので、領収書を発行してもらってください。
	Q12	請求書類に不備があった場合はどうなりますか？
	A12	請求書類に不備があった場合は、所属所を通じて不備書類を返送します。不備内容に関する連絡票を確認し、訂正や追加書類をご準備のうえ再度ご提出ください。なお、不備書類についても締切日は、請求最終締切日とします。

概 要	Q13	券売機でチケット購入をしましたが、領収書を発行してもらえませんでした。どのようにすれば請求できますか？
	A13	券売機購入では本人が購入したことが確認できる書類が発行されないため、この場合は請求できません。窓口で領収書の発行を依頼しても領収書が出なかった場合、大変申し訳ございませんが他の補助対象内容のもので請求をお願いします。
	Q14	レクリエーション補助を請求後、提出した添付書類(領収書等)は返却してもらえますか？
	A14	添付書類の返却は行っておりません。 後日必要となる場合を見越して、コピーを添付することをおすすめします。
	Q15	国外で支払ったものは対象になりますか？
	A15	領収書が要件を満たしていれば対象になります。ただし、日本語以外の領収書を添付する場合は、必ず翻訳を付けるようにしてください。
	Q16	利用金額に含められる家族の範囲に決まりはありますか？
	A16	会員の二親等以内が対象です。
レ ジ ャ ー	Q1	年間パスポートを2月に購入したのですが、有効期間開始日は次年度の4月1日からです。いつ請求できますか？
	A1	この場合の請求は、次年度となります。補助対象年度の補助対象期間内に利用したものであることを証明する書類(利用年月日がわかるチケット画面の写しやスクリーンショットの写し等)を添付のうえ請求してください。
	Q2	券売機で支払った場合は対象になりますか？
	A2	領収書を提出していただければ対象になります。券売機で領収書が発行できない場合は、有人カウンター等で領収書の発行が可能か問合せをしてください。
	Q3	支払が2月だが旅行に行くのは次年度(4月以降)です。いつ請求できますか？
	A3	利用年月日が補助対象年度となりますので、この場合の請求は次年度となります。
	Q4	インターネットで宿泊の予約をした場合、サイトから出力できる領収書で請求できますか？
	A4	必要事項が明記されていれば請求可能です。画面上の領収書を印刷して添付してください。
	Q5	家族旅行を計画したが自分は仕事で行けなくなってしまいました。家族だけの利用で請求できますか？
	A5	いかなる場合でも家族だけの利用では請求できません。必ず本人が参加することが条件です。
	Q6	公務で出張した場合、旅行経費は対象になりますか？
	A6	公務出張等に係る経費については補助対象外です。
	Q7	人間ドックを受診するため、近隣のホテルに前泊しました。この場合の宿泊費は補助の対象になりますか？
	A7	補助対象になります。
	Q8	エステ・マッサージ等の利用でも請求できますか？
	A8	請求できません。(エステ・マッサージ等は医療行為との判別ができないため補助対象外)
	Q9	夜行バス、ネットカフェ、漫画喫茶等の施設は宿泊施設に該当しますか？
	A9	宿泊施設に該当しません。レクリエーション補助事業で定義する「宿泊施設」とは、屋根がある場所(テント等も含む)で寝具を用いて休息することができる場所になります。
	Q10	旅行会社のパック旅行を購入し、宿泊費が朝食代込みで5,000円以上かかりました。朝食代は飲食代に該当すると思うのですが、補助の対象となりますか？
	A10	旅行会社のパック旅行については、パックの中に交通費及び飲食代が含まれているため、対象となります。(※パックの中に含まれない交通費及び飲食代については、対象外です。)
Q11	登山に行った場合に、現地までの交通費や駐車場代、また現地で支払ったロープウェイ代は請求できますか？	
A11	この場合、現地に乗ったロープウェイ代のみ対象となります。現地までの交通費、ガソリン代、駐車場代については対象外です。	

	Q12	観光地で利用できる周遊券(観光地のケーブルカー、ロープウェイ、観光船、バス)を購入しました。請求はできますか？
	A12	請求できます。周遊券購入の領収書を添付のうえ請求してください。
	Q13	民泊の宿泊料金は補助対象になりますか？
	A13	補助対象になります。
文 化 芸 術	Q1	映画やコンサート等に行った場合でも領収書の発行は必要か？
	A1	領収書は請求のための必須書類ですので、発行が必要になります。 領収書の発行が出来ない場合は下記の書類をセットで添付できるようでしたら請求可能です。 観劇したチケット+購入明細書(ネット購入の場合は印刷したもの又は画面のハードコピーを提出)
	Q2	コンサートのチケットを記念に残したい。請求後返却してもらえるか？
	A2	一度提出された書類は返却できません。手元に残したい場合はコピーを提出してください。
	Q3	ヴァイオリン教室に通うため、ヴァイオリンを購入しましたが補助の対象になりますか？
	A3	物品購入費となるため、補助対象外です。会費のみが対象となります。 その他楽器、用具、教材費等も対象となりませんが、会費の中に含まれている場合は対象となります。
	Q4	限定グッズ付きのチケット代金も補助の対象になりますか？
	A4	チケット代の一部と見なしますので、補助対象になります。 ただし、会場の物販や事前購入物販等で購入したグッズ代等については、物品購入費と見なすため、補助対象外です。
	Q5	美術館や博物館にある音声ガイドのレンタル料金は補助対象になりますか？
	A5	チケット代の中に含まれる音声ガイドのレンタル料金は、補助対象になります。 上記以外に別途支払う音声ガイドのレンタル料金は、補助対象外です。
ス ポ ー ツ	Q6	映画やミュージカル鑑賞のためにDVDをレンタルした場合、レンタル料は補助対象になりますか？
	A6	レンタル料金は補助対象外です。また、動画配信等のサブスクリプション加入費用についても同様に補助対象外です。
	Q7	コンクールに出るために楽器のメンテナンスを行いました。メンテナンス料金は補助対象になりますか？
	A7	用具のメンテナンス料金については補助対象外です。
	Q8	オンラインのイベント参加についても請求できますか？
	A8	請求できます。必要項目を満たした領収書を添付のうえ請求してください。
	Q9	展覧会に自分の作品を出品することになりました。作品運搬料は補助対象となりますか？
	A9	出品料の中に含まれる作品運搬料は、補助対象となります。 上記以外に別途支払う作品運搬料は、対象外です。
	Q10	神社で厄除けの祈禱をしてもらいました。祈禱料は補助対象になりますか？
	A10	祈禱料は補助対象外です。
ス ポ ー ツ	Q1	スキー場で用具をレンタルしましたが補助対象になりますか？
	A1	スキー場のバック料金の中にリフトと用具レンタル代が含まれている場合は補助対象になります。 用具レンタル代のみ支払う場合は補助対象外です。
	Q2	市民スポーツマラソン大会への参加料は補助対象になりますか？
	A2	市民スポーツマラソン大会は、スポーツ大会の参加に該当するため補助対象になります。
	Q3	市民体育館のバスケットコートを利用しました。体育館の使用料は補助対象になりますか？
A3	補助対象になります。必要項目を満たした領収書を添付のうえ請求してください。	
ス ポ ー ツ	Q4	スポーツ協会の加入費用については補助対象になりますか？
	A4	補助対象外です。

	Q5	テニス大会に参加するために、ラケットのメンテナンスを行いました。メンテナンス料金は補助対象になりますか？
	A5	用具のメンテナンス料金については補助対象外です。
	Q6	大会に参加するためユニホームを購入しました。参加費の一部として認められますか？
	A6	物品購入費に該当するため補助対象外です。
自 己 啓 発	Q1	通学講座、通信講座どちらでも補助対象になりますか？
	A1	補助対象になります。
	Q2	講座を受講せず、独学で資格取得するために購入したテキスト代は補助対象になりますか？
	A2	物品購入代に該当するため補助対象外です。
	Q3	一部公費で講座受講料が補助された後、自己負担額が 5,000 円以上となりました。この場合は、補助の対象になりますか？
	A3	公務に伴う費用と判別が難しいため、補助対象外です。
	Q4	雇用保険に加入しており、受講講座が教育訓練給付制度の対象となるため、後日給付を受ける予定です。この場合、レクリエーション補助の対象になりますか？
A4	教育訓練給付で支給される金額を差し引いた額(最終的な自己負担額)が 5,000 円以上であれば補助の対象です。	